

はだの環境マネジメントシステム  
毒物及び劇物管理ガイドライン

初版制定 : 令和2年4月1日

秦野市

# 毒物及び劇物管理ガイドライン

## 1 目的

秦野市庁舎及びその出先機関（以下、サイトという。）における毒物及び劇物の管理については、毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号。以下「法」という。)その他の法令を順守するために、ガイドラインを定める。

なお、化学物質の取扱い等労働安全衛生法関連は、「他の管理のための仕組みが存在している」ため本ガイドラインの対象外とする（環境マニュアル参照）。

## 2 適用範囲

- (1) 本ガイドラインにおいて「毒物」及び「劇物」とは、法第 2 条に掲げるものをいう。
- (2) 本ガイドラインにおいて「毒物」及び「劇物」管理課等とは、次に定める課等とし、新たに取り扱う必要が生じた場合は、毒物及び劇物の保管場所等の設置・変更報告書（様式-毒劇物 1）により部門責任者（部等の長）の承認を受け、環境管理副責任者及び環境管理推進事務局に報告をする。
- (3) 環境管理推進事務局は、前号の報告があった場合、次の表に管理課等として登録する。
- (4) その他、報告の内容に変更が生じた場合にも速やかに報告の変更を(2)及び(3)により行う。

管理課等	「毒物」及び「劇物」の名称	保管場所	管理責任者
環境共生課	地下水水質試験用薬品	環境共生課内保管庫	環境共生課長
生活環境課	水酸化ナトリウム	生活環境課内保管庫	生活環境課長
下水道施設課	水質試験用薬品	保管庫	下水道施設課長
	苛性ソーダ 硫酸	タンク(2 m <sup>3</sup> ) タンク(1 m <sup>3</sup> )	
消防本部	メガフォーム	消火薬剤室	警備主管課長

## 3 管理責任者及び取扱管理者

- (1) 管理課等には、毒物及び劇物を適正に保管・管理するため、毒物及び劇物管理責任者(以下「管理責任者」という。)及び毒物及び劇物取扱管理者（以下「取扱管理者」という。）を置くものとする。
- (2) 管理責任者には、該当する課等の長を充てる。取扱管理者は、管理責任者が定めるものとする。
- (3) 管理責任者は、当該課等の毒物及び劇物の取扱いの実状等に応じ、取扱管理者を兼ねることができる。

### 4 事故防止等

- (1) 管理責任者は、毒物及び劇物を計画的に購入し、保管期間の短縮及び在庫の少量化に努めなければならない。
- (2) 管理責任者は、毒物及び劇物の盗難及び紛失並びに保管設備の倒壊等の事故防止に努めなければならない。
- (3) 取扱管理者は、管理責任者の指示に従い、前号に規定する事故防止に努めるものとする。

### 5 保管要領

#### (1) 専用保管庫

- ア 毒物及び劇物は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された、施錠ができる堅固な金属製等の毒物及び劇物専用の保管庫に保管しなければならない。
- イ 貯蔵、陳列等する場所については、盗難防止のため敷地境界線から十分離すか、又は一般の人が容易に近づけない措置を講ずること。
- ウ 毒物及び劇物の保管については、専用保管庫を床等に固定したり、容器の接触破損、転倒及び落下等を防止するための枠を設ける等の措置を講じなければならない。
- エ 専用保管庫の鍵は、管理責任者又は取扱管理者が管理するものとする。

#### (2) 毒物又は劇物の表示

- ア 毒物又は劇物の専用保管庫には、外部から明確に識別できるよう「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の文字を表示しなければならない。
- イ 毒物又は劇物の容器及び被包には、外部から明確に識別できるよう「医薬用外」の文字、毒物については赤地に白色で「毒物」の文字を、劇物については白地に赤色で「劇物」の文字をそれぞれ表示しなければならない。

#### (3) 受払簿

- ア 管理課等において、毒物又は劇物を保管するときは、受払簿を置かなければならない。
- イ 取扱管理者は、毒物又は劇物の受払いの都度、品目ごとに受払数量及び使用者等を受払簿に記録しなければならない。
- ウ 取扱管理者は、定期的に保管数量と受払簿の残数量を確認し、管理責任者へ報告するものとする。
- エ 受払簿の単位は、保健衛生上の危害又は取り扱い上の安全性を考慮した最小単位によるものとする。
- オ 受払簿の様式は、各課等で現在使用している様式、又は毒物及び劇物受払

## 毒物及び劇物管理ガイドライン

---

簿（様式-毒劇物2）とする。

### (4) 運搬・取り扱い

ア 引火性、発火性又は爆発性のある毒物又は劇物は、業務その他正当な理由による場合を除いては、所持してはならない。

イ 毒物又は劇物が盗難に遭い、又は紛失することを防ぐために十分な注意を払うこと。

ウ 保管場所の外において毒物若しくは劇物等を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

エ 毒物又は劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。

### (5) 「安全データシート」(SDS) の活用

自分の取り扱っている化学物質やそれを含む製品に関して、その成分や性質、取扱い方法を知っておく必要があるため、SDSを利用し職員に周知しなくてはならない。

## 6 毒物及び劇物の処分

(1) 管理責任者は、保管・管理する毒物及び劇物のうち、将来使用する見込みのないもの又はラベルの表示が消えて内容が不明なものについては、管理換、供用換、廃棄処分等の手続を行わなければならない。

(2) 取扱管理者は、空容器を処分するときは、保健衛生上の危害が生ずるおそれがないように措置しなければならない。

## 7 事故などに係る措置

- (1) 管理責任者は、保管・管理する毒物又は劇物が盗難に遭い、又は紛失したときは、速やかにその旨を部門責任者（部等の長）に報告し、その指示に従わなければならない。また、直ちに警察署に届け出なければならない。
- (2) 管理責任者は、保管・管理する毒物又は劇物の飛散、漏れ、流出、しみ出し、地下等へのしみ込み等により、保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、速やかにその旨を部門責任者（部等の長）に報告するとともに、取扱管理者等と協力してその危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。
- (3) 部門責任者（部等の長）は、第1号及び第2号の事故等の報告を受けたときは、必要な措置を講じ、環境管理責任者に報告する。この際、市役所外部へ重大な環境影響を与える場合、又は、与えるおそれがあると認められる場合は、環境管理責任者及び管理責任者と協議し、関係機関に通報する。この場合の関係機関とは、生活環境課、上下水道局、保健福祉事務所、警察署又は消防機関等とする。

## 8 記録と保管

毒物及び劇物管理に関する環境記録は、次のとおりとする。

No.	記録の名称	作成者	審査	承認	保管元
1	様式-毒劇物1 「毒物及び劇物の保管場所等の設置・変更報告書」	各課等 担当者	毒物及び 劇物管理 責任者	部 門 責任者	各課等、 環境管理 推進事務局
2	様式-毒劇物2 「毒物及び劇物受払簿」	毒物及び 劇物取扱 管理者	—	毒物及び 劇物管理 責任者	各課等

# 毒物及び劇物管理ガイドライン

---

## 制定改訂履歴

版	改訂日付	改訂条項	改訂内容	作成 (起案)	審査	承認 (決裁)
00	H16.12.8		初版発行	太田浩一	高橋邦彦	藤間雅浩